

道路・溝渠境界明示の手引き

2026年11月1日 改訂

神戸市 建設局 道路管理課

I 道路・溝渠境界明示について

1. 道路・溝渠境界明示とは	2
2. 境界明示事務の流れ	2
3. 道路・溝渠境界明示申請について	3
(1) 申請書	
(2) 申請者（土地所有者）	
4. 添付書類について	4
(1) 印鑑登録証明書	
(2) 委任状（代理人に委任する場合）	
(3) 位置図	
(4) 土地調書	
(5) 土地登記事項証明書（土地登記簿謄本）	
(6) 14条地図・公図（字限図）	
(7) 地積測量図等	
(8) その他参考資料	
(9) 現況平面図、道路横断図	
5. 現地立会・境界標の設置	6
6. 現地立会后、提出する書類	6
7. 明示済証の交付について	11
8. 明示済証の再交付について（平成7年4月1日以降明示済分）	11
9. 注意事項	11
10. 書類の原本証明について	12
11. 官公署申請の明示について	12

（様式）

第1号 境界協定申請書 ー一般ー	13
第1号の2 道路溝渠境界明示申請書 ー一般ー（再交付）	15
第2号 道路溝渠境界明示について ー官公署ー	17, 19

（見本）

委任状（一般、官公署、再交付申請用）	21
土地調書	24
市有地への越境について（お知らせ）	25
道路境界明示図	26
各種願書等	28

II 地図訂正について（明示において地図訂正がある場合）

1. 地図訂正について	32
<u>（様式）</u> 地図訂正同意申請書	34
<u>（見本）</u> 委任状、土地調書	36

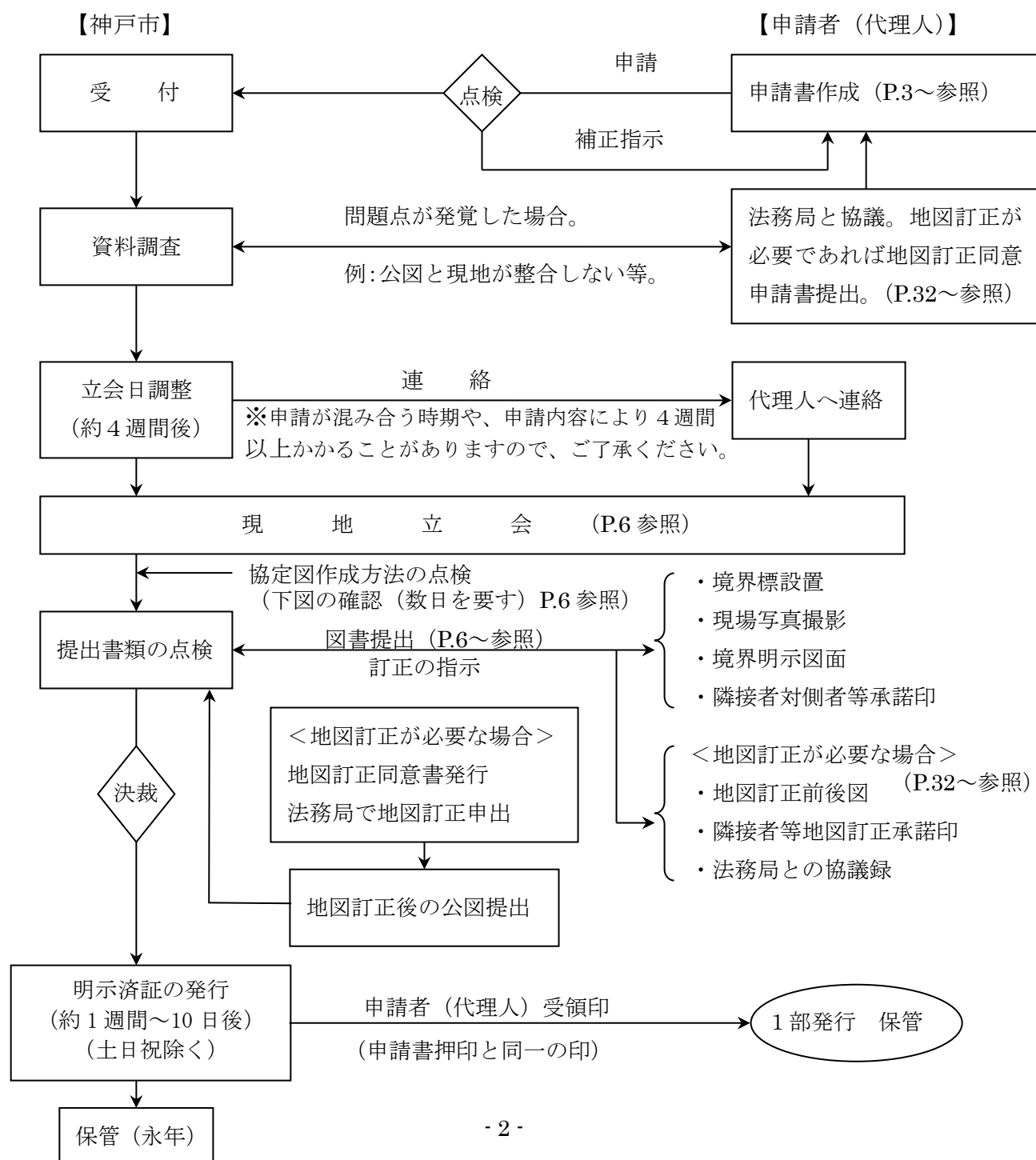
I 道路・溝渠境界明示について

1. 道路・溝渠境界明示とは

道路管理者が土地を所有・管理し、認定及び区域決定・供用開始の手続きがなされた道路、及び道路管理者が土地を所有・管理する溝渠・水路と接する土地の所有者が、これらと土地の境界の確認が必要な場合、土地所有者の申請により道路管理者と境界を確認する行為です。

なお、道路管理者が土地を所有はしていないが、認定及び区域決定・供用開始の手続きがなされた道路（村道等）については、道路区域明示となります。

2. 境界明示事務の流れ



3. 道路・溝渠境界明示申請について

(1) 申請書

- ① 申請書は最新の神戸市所定の様式をお使いください（様式第1号 P.13）。官公署申請は別添様式第2号（P.17またはP.19）で行ってください。
- ② 申請印は印鑑登録印を押印してください。
- ③ 申請をする理由については、具体的に記入してください（開発行為、土地分筆、地積の確定、売買、用地買収等）。
- ④ 過去に一度でも明示を受けている土地からの明示申請（再明示申請）には再明示願書が必要です（P.28参照）。なお新しい明示済証の発行の際、古い明示済証は返納いただきます。返納いただけない場合は、必ず事前に担当職員にご相談ください。
- ⑤ 申請書は、受付日より1年間有効とします。必ず有効期間内に道路管理者と立会を完了させてください。立会後は2年間有効とします。
なお、何らかの事情で遅れる場合は、必ず担当職員に連絡してください。
- ⑥ 上記有効期限が過ぎたもので連絡がない場合は、無効とします。
- ⑦ 申請書には可能な限り捨印を押印してください。
- ⑧ 申請地が複数となる場合、同一申請できる目安は同一字（町）で図面1枚に収まる範囲程度です。多数筆や広範囲の申請となる場合は、申請方法を各担当者にご相談ください。
- ⑨ 道路境界明示に至るまでの費用は申請者負担となり、明示済証受領時においては発行手数料が必要となります。

(2) 申請者（土地所有者）

- ① 申請は申請地の登記上の土地所有者が行ってください。共有地の場合、共有者が多数であっても原則共有者全員の連名で申請をしてください。（被代理権限は当事者が一方的に解除できますが、その実態を神戸市としては確認できないため、全員からの申請を必要とします。）記名押印を別紙とする場合、全員の割印が必要です。
- ② 土地所有者の相続登記が未了の場合、相続を示す図書（相続関係説明図・戸籍謄本等）を添付し（原本証明可）、原則法定相続人全員で申請をしてください。
なお、遺産分割協議により特定された相続人からの明示申請の場合、遺産分割協議書（原本証明可）を提出してください。
- ③ 申請者の現住所が、登記上の住所と異なる場合、証する住民票・戸籍の附票等の公的書類（原本証明可）を添付してください。
- ④ 申請者に法定代理人が選任されている場合は、法定代理人を証する書類（原本証明可）を添付のうえ、法定代理人から申請をしてください。
- ⑤ 申請者が代理人を立てて境界明示手続きをする場合、代理人欄に受任者の住所・氏名を記入し、職印、認印を押印してください（復代理人は原則不可）。

4. 添付書類について

(1) 印鑑登録証明書

- ① 申請者の印鑑登録証明書（申請時、発行後3ヶ月以内）を添付してください（原本証明可）。法人の場合は、代表者事項証明書等も添付してください（原本証明可又は登記情報提供サービスの法人登記情報を紙で出力したもの（照会番号付き）可）。なお、印鑑登録証明書が提出できないケース（外国人の方、海外に居住されている日本人の方等）の場合、事前に担当職員にご相談ください。
- ② 証明書の大きさがA4以外の場合、A4の用紙に貼付してください。

(2) 委任状(代理人に委任する場合)

- ① 申請者が代理人に境界明示手続きを委任する場合、P. 21, 22の見本にならい代理権限を明記した委任状を申請者全員分提出してください（境界明示申請書の作成、提出、現地立会、境界承諾、境界明示済証受領、境界明示申請書の取下げ等）。なお受任者を明確にする観点から、復代理行為は原則認めておりません。
- ② 申請者（委任者）は日付・住所・氏名を記入し、印鑑登録印を押印してください。
受任者（代理人）は住所・氏名・資格名称・連絡先を記入し、職印・認印を押印してください。受任者が法人、個人の区別がわかるように記入してください。
- ③ 会社・法人が支社等に権限委任している場合、その内容が確認できるものを併せて添付してください。
- ④ 委任状には可能な限り捨印を押印してください。

(3) 位置図

- ① 申請地および周辺の公的目標物（駅・公園・学校等）が特定できる地図（住宅地図に準ずるもの）を用いて作成してください。
- ② 申請地を赤色で囲い、「申請地」と赤で表示してください。

(4) 土地調書

- ① P. 24の様式に申請地、隣接地、対側地、関係地、道路の順に記入してください。
- ② 土地の沿革は必ず記入してください。
- ③ 所有者住所氏名欄は、登記上の住所氏名を記入してください。現住所・氏名と不一致の場合は、公的機関の証明書（関連住所明記の住民票等）を添付し、沿革をつけてください。
- ④ 地積測量図がある場合は有に○印を記入し、添付してください。
- ⑤ 作成者は委任を受けた代理人等としてください。
- ⑥ 調査日（申請時、3ヶ月以内）と調査員を記入し、調査員の職印又は認印を押印してください。

(5) 土地登記事項証明書（土地登記簿謄本）

- ① 法務局で発行された土地登記事項証明書（全部事項・原本証明可）、または登記情報提供サービスの不動産登記情報（全部事項・照会番号付き）を紙で出力したものを提出してください（いずれも申請時、発行後3ヶ月以内）。なお、登記情報提供サービスのものについては、神戸市で確認できるよう必ず照会番号付

きのものを提出してください。

- ② 隣接地・関係地等については、登記簿等の添付は不要です。

(6) 14条地図・公図（字限図）

- ① 法務局で発行された地図情報（地図又は地図に準ずる図面・原本証明可）、または登記情報提供サービスの地図情報（地図又は地図に準ずる図面・照会番号付き）を紙で出力したものを提出してください（いずれも申請時、発行後3ヶ月以内）。なお、登記情報提供サービスのものについては、神戸市で確認できるよう必ず照会番号付きのものを提出してください。
- ② 申請地と明示する道路が別図の場合や、道路の対側地が載っていない場合等、1枚の公図だけでは申請地と道路・関係地との位置関係が明確でなく、公図が複数枚にまたがる場合は、合成公図を作成し、作成者の氏名・作成年月日を記入押印のうえ、提出してください。
- ③ 公図（字限図）等のない地域の場合は、事前に担当職員に相談してください。
- ④ 国土調査成果図が閲覧に供されている地区については国土調査前の字限図も添付してください。（ただし、土地改良等での換地処分の実施された地区については不要です。）
- ⑤ 線形がわからなくなる場合があるので、線を引いたり着色したりしないでください。

(7) 地積測量図等

- ① 関係地番の土地所在図・分筆図・地積測量図等その他参考となる資料がありましたら提出してください（原本の写し、または登記情報提供サービスにより取得したものでも可）。

(8) その他参考資料

- ① 申請人所有の資料や区画整理資料など、上記のほかに明示の参考となる資料があれば、その資料名を記入し、提出してください。

(9) 現況平面図、道路横断面図（2部提出）

- ① 道路・溝渠を中心としてA2もしくはA3用紙に縮尺は1/250又は1/500程度で、当該申請箇所周辺の現況を記入してください。
- ② 字名、地番（申請地、隣接地、対側地及び道路）及び方位を記入してください。
- ③ 土地の筆界に既設の境界杭や境界標等があるときは、必ず記入してください。
- ④ 境界明示申請に必要な項目は記入しないでください。
- ⑤ 道路断面図は1/100程度とし、構造物等を記入してください。
- ⑥ 断面図の範囲は道路全体で表示してください。ただし、中央分離帯がある場合は中央分離帯までとします。
- ⑦ 境界点付近が不明瞭な場合は、拡大図を記入してください。
- ⑧ 平面図・横断面図には主張点・主張線（本申請において明示を行う点・線）を朱で記入し、それによる辺長・幅員・寸法等を記入しておいてください。

5. 現地立会・境界標の設置（立会は、委任を受けた代理人のみでも構いません。）

- (1) 立会い時、ポール・巻尺・トータルステーション等を必ず持参してください。
- (2) 既明示点や確定している座標値など、明示する上で判断基準となる点は、立会い時までに復元・検測しておいてください。また、主張点をペンキ等で仮表示しておいてください。
- (3) 見通しできるように、支障となる草木や構造物は除却しておいてください。
- (4) 立会後に境界標を設置する際は、民地側から設置してください。境界標は金属プレート・鋏等とします（仕様は任意。ペンキ、刻み等は不可）。やむを得ず道路側から設置する際は、市章が記載された物を使用してください（神戸市では配給していません）。なお境界標の設置は、明示点全点において必要です。
- (5) 引照点は直径60cm以上のマンホールの中心が原則です。使用する引照点は担当職員に確認し、担当職員の指示に従ってください。
- (6) 道路への越境物がある場合は、立会い時に文書（P. 25）を交付しますので、立会后、申請者へ渡してください（様式は神戸市で準備します）。
文書下部の確認欄に申請者が記名・押印したものを道路境界明示（押印）図面に添付して提出してください
※提出がないと明示申請が決了できない場合があります。

6. 現地立会后、提出する書類

(1) 道路境界明示（押印）図面（2部提出）

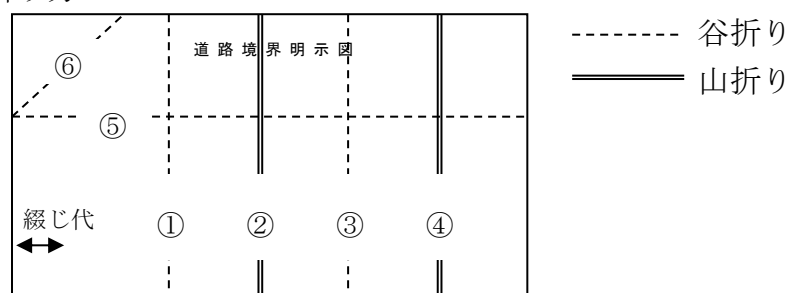
P. 26, 27の道路境界明示図の見本にならい以下の要領で作成してください。

図面押印前には必ず担当者に下図の確認を受けてください（数日を要します）。

- ① 道路・溝渠を中心としてA 2もしくはA 3用紙に縮尺は1/250又は1/500程度で作成願います。1枚で入りきらない場合は分割してください。
図面が複数枚にわたる場合は、それぞれに作成者印を押印するとともに、各図面に割印が必要となります（袋綴じでの割印は認めておりません）。割印は、図面に押印される方全員（申請者・隣接者・対側者・関係同意者・図面作成者・神戸市 等）が行います。
- ② 字名、地番（申請地、隣接地、対側地及び道路）及び方位を記入してください。
また、位置図・公図（字限図）の方位が平面図と異なる場合は、方位を記入してください
- ③ 平面図の作成範囲は、原則として隣接・対側敷地までとしてください。（やむを得ない場合は、敷地境界線より5m以上としてください）。
- ④ 図面は黒・赤の2色で作成し、申請地番、明示する点・点名・辺長、明示ラインは朱書きで、平面図、横断図とも明確に表示してください。
- ⑤ 申請箇所の周辺の地形及び地上物件を表示してください。
- ⑥ 境界杭や境界標等は、必ず記入してください。縮尺が小さく不明瞭の場合は、詳細図を別図で掲載してください。
- ⑦ 道路・溝渠断面図の縮尺は1／100程度としてください。

- ⑧ 横断図の位置は原則として起点・終点及び変化点毎としますが、立会時に担当職員に確認し、その指示に従ってください。側溝等構造物や細部の表現が必要な場合は、別途詳細図を描き、境界の位置を明確にしてください。
- ⑨ 横断図の範囲は道路全体（対側地まで）とします。また中央分離帯がある場合には、中央分離帯までとします。
- ⑩ 立会時に決定した引照点を使用し、明示点との引照点間距離を記入してください（2点以上からしぼる）。なお明示点との引照点間距離は、明示する点全点において記入が必要です。
- ⑪ 辺長・寸法や、明示点との引照点間距離の表示は c m 止め (mm 以下は切捨て) としてください。
- ⑫ 座標は原則世界測地系とし、使用する街区基準点（座標値）を2点以上図面内に記載するとともに、復元性を精度よく維持するため基準点網図を記入してください。事情があり、任意座標等を使用する場合は必ず道路管理者の承諾を得てください。また、座標種別は必ず明記してください。
座標リストは明示ラインにおける境界点の順番としてください。
基準点等、神戸市が保有する座標値は、道路管理課で確認してください。
- ⑬ 同意印欄は、境界明示図内に作成し、承諾年月日欄も必ず作成してください。
- ⑭ 図面の折り方は左綴じA4ファイル折りとしてください（綴じ代は3cm以上）。

～図面の折り方～



- ⑮ 図面には申請者（全員）および隣接地所有者（原則全員）の署名・押印が必要です。隣接地所有者が法人の場合は原則実印で、印鑑登録証明書と代表者事項証明書等も添付してください（原本証明可・登記情報提供サービスの法人登記情報を紙で出力したもの（照会番号付き）でも可）。隣接地所有者が個人の場合は、印鑑登録証明書（原本証明可）を添付のうえ実印、または所有者が自署したうえ認印（インク浸透印は不可）を押印してください。これによらない場合は担当職員に相談してください。相続が発生している場合は相続を示す図書（相続関係説明図・戸籍謄本等）を添付し（原本証明可）、法定相続人（原則全員）の同意をもらってください。
- ⑯ 下記の場合、対側地所有者が道路等の存在を認識しているか確認するため境界明示図に対側地所有者の署名・押印（原則全員）が必要です。対側地所有者が法人の場合は原則実印で、印鑑登録証明書と代表者事項証明書等も添付してください（原本証明可・登記提供情報サービスの法人登記情報を紙で出力したも

の（照会番号付き）でも可）。対側地所有者が個人の場合は、印鑑登録証明書（原本証明可）を添付のうえ実印、所有者氏名の自署があれば認印（インク浸透印は不可）を押印してください。これによらない場合は担当職員に相談してください。相続が発生している場合は相続を示す図書（相続関係説明図・戸籍謄本等）を添付し（原本証明可）、法定相続人（原則全員）の同意をもらってください。

- ・ 現況形態がない場合（山の中の里道等）
- ・ 現況形態がある場合で幅員が2メートル未満の場合
ただし、道路としての機能・形態が明確である場合は、対側地所有者へ説明のうえ、所定の報告書（P. 30）を提出することで、明示図への対側地所有者の署名・押印を省略できます（機能が形態が明確であるかどうかについては、立会い時に市担当者に確認してください。）。

このほか、関係地土地所有者や水利組合、地元代表者等の同意が必要な場合があるので、担当者の指示に従ってください。

- ①⑦ 隣接地または対側地に平成7年4月1日以降の既明示があり、当時の境界標が現地で確認できる場合、または当時の境界標が滅失・付替えられているが既明示図面の情報で境界標の復元・確認が可能な場合は、隣接地同意・対側地同意を省略できます。ただし、所定の報告書（P. 31）を提出してください。

また、境界標を復元した場合または付替えられているもので既明示が任意座標で行われている場合は、既明示の引照点等からの距離を明示図面に記載するなど、当時の境界標と位置が一致していることが図面で確認できるようにしてください。

- ①⑧ 隣接地と平成7年4月1日以降に締結した筆界確認書等が存在し、明示の境界点について同意していることが確認できる場合、隣接地との筆界確認書等の写し（原本証明したもの）を提出することで隣接地同意を省略できます。

ただし、筆界確認が任意座標で行われている場合は、筆界確認の引照点等からの距離を明示図面に記載するなど、当時の境界標と位置が一致していることが書面で確認できるようにしてください。また、境界標が当時の境界標と異なり付替えられている場合は、所定の報告書（P. 31）を提出してください。

- ①⑨ 図面の作成にあたっては、必ず担当職員の点検（下図の確認 数日を要す）を受けてください。余白や全体バランスを考慮した上で文字・数字等は極力大きく、朱線は太く記載し、A3版においても見やすい図面としてください。

（2）地図訂正完了後の公図（地図訂正が生じた場合）

- ① 境界明示に伴い地図訂正が必要になった場合は、原則地図訂正完了後の公図を添付してください。地図訂正完了後の公図に基づいて、境界明示の決裁を行います。

（3）現地写真（P. 9～10参照）

- ① 写真方向図
- ・ 写真の撮った方向の判る平面図を作成してください。（写真番号、写真を撮

った方向を記入)

② 写真（全景、境界点の近景・接写）

- ・ 全景は、道路中心線に合わせて撮影してください。道路の状況及び境界が判別できるように、起・終点、折れ点、地番界、全景を撮影してください。（永久構造物があれば、併せて撮影）
- ・ 境界点は、各点近景と接写の2枚ずつ撮影してください。なお写真は、明示点全点において必要です。
- ・ 引照点をマンホール中心以外に設定した場合（鉾など）は、境界点と同様に、その全点の近景と接写の写真を撮影してください。
- ・ 撮影時にはポール等を立て、写真には境界明示線（朱線）、筆界線（黒線）、地番（申請地：赤、隣接地：黒）を記入してください。
- ・ A4サイズにて出力、もしくはA4の台紙に貼付してください。
- ・ 撮影場所、撮影年月日を記入してください。

(4) その他担当職員が指示する資料

- ① 申請時に提出いただいた書類のうち、土地調書・土地登記事項証明書・14条地図（公図・字限図）・代表者事項証明書等の発行日が決裁時に半年以上経過している場合は、新たに新しいものを提出してください（原本証明可・登記情報提供サービスの各情報を紙で出力したもの（**照会番号付き**）でも可）。

- ② 現地立会后1年以上経過している場合は、P.29を参考に遅延理由書を提出してください。

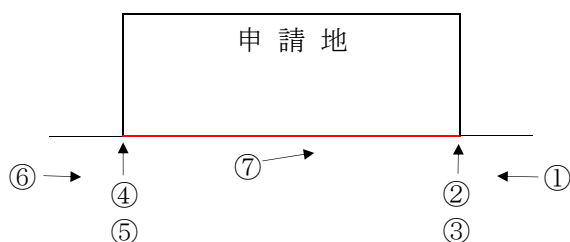
また、申請書等は現地立会后2年間有効とします。必ず有効期間内に道路管理者に明示に必要な図書を提出してください。

なお、2年以上経過した申請書等は申請を無効としますので、明示が必要な場合は新たに申請手続きから行っていただきます。何らかの事情で提出が遅れる場合は、必ず有効期限内に担当職員に連絡してください。

- ③ 上記のほか、報告書や調査資料等、担当職員が求める資料については、決裁に使用しますので提出をお願いいたします。

※ 写真例

ア. 方向図



①⑥全景

対側地が入るように撮影してください。

②③④⑤近景・接写

近景：境界点の周囲を入れて位置が特定できるように撮影してください。

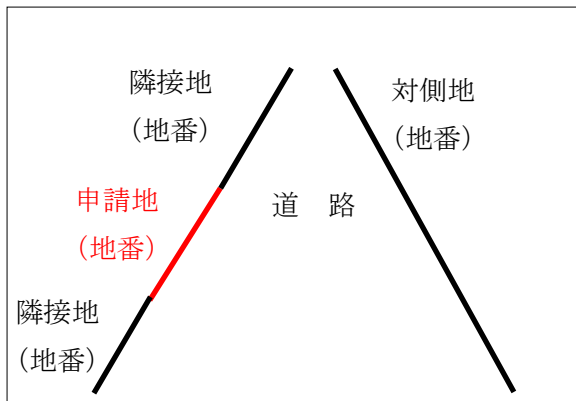
接写：境界標の種類や記載内容が良くわかるように撮影してください。

⑦越境物

越境箇所がわかるように撮影してください。

イ. 写真

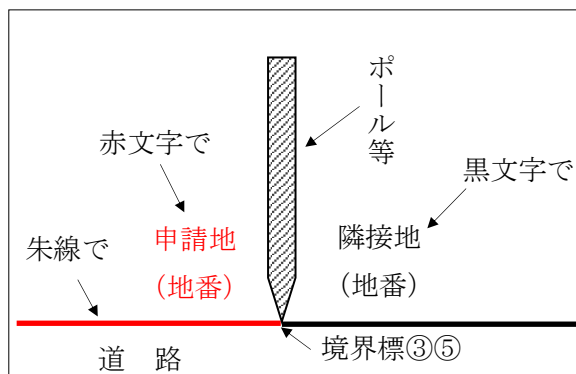
①⑥全景



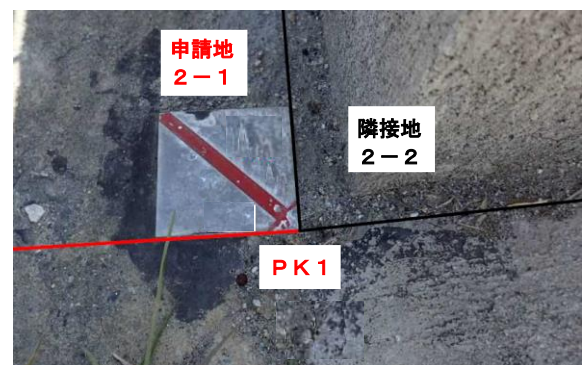
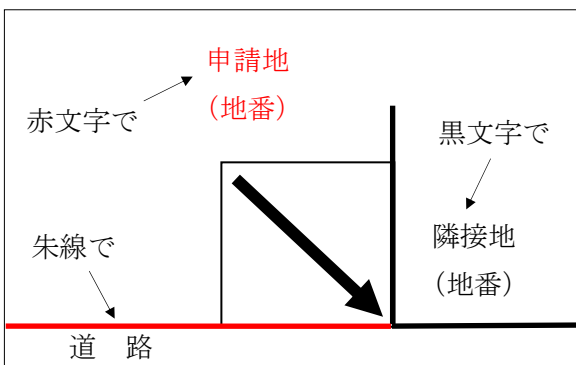
<写真例>



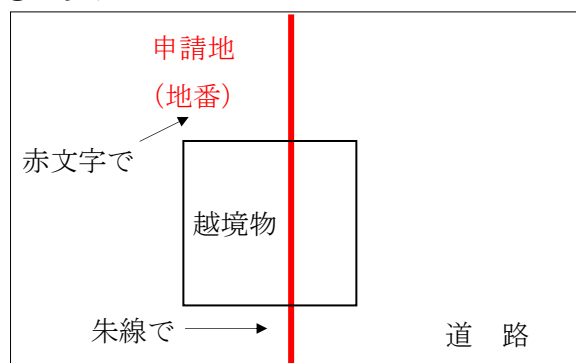
②④近景



③⑤接写



⑦越境物



7. 明示済証の交付について

- (1) 明示済証の準備ができましたら、担当職員より連絡します。
なお、地図訂正を伴う場合は、原則地図訂正完了後の公図受領後、決裁を行います。決裁期間は、通常約1週間～10日間（土日祝除く）です。
- (2) 明示済証の発行は1部です。共有者や隣接・対側同意者が写し等を求めている場合は、申請者からコピー等を渡すようにしてください。
- (3) 手数料は交付時にキャッシュレス決済によりお支払いください。（参照P.38）

8. 明示済証の再交付について（平成7年4月1日以降明示済分）

- (1) 平成7年4月1日以降の明示済証について、紛失等で明示済証の再交付を希望される場合、登記上の土地所有者本人若しくはその相続人が申請できます。
 - (2) 道路の区域変更等により、明示済証の明示ラインが最新の道路区域と異なる場合があります。
 - (3) 添付書類
 - ・ 通常 of 明示申請 of 図書のうち下記書類①～⑥が必要です。本手引きの3.及び4. of 申請方法を参考に、作成してください。
 - ・ 相続人による再交付申請の場合は、相続を示す図書（相続関係説明図・戸籍謄本等）を添付し（原本証明可）、法定相続人全員で申請をしてください。その他、通常 of 明示申請手続きに沿って必要な書類を添付してください。
 - ・ 平成7年3月31日以前の明示済証は再交付出来ません。新たな明示申請（再明示）が必要となり、通常 of 道路境界明示と同じ作業が必要となります。
 - ・ 手数料は交付時にキャッシュレス決済によりお支払いください。（参照P.38）
- ① 申請書（再交付用 様式第1号の2 P.15）
 - ② 位置図
 - ③ 申請者の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑登録証明書・代表者事項証明書等）
 - ④ 申請地の土地登記事項証明書
 - ⑤ 申請地の14条地図・公図（字限図）
 - ⑥ 委任状（代理人を立てて、再交付申請を行うとき P.23）

9. 注意事項

- (1) 下記の場合は、速やかに申請を取り下げてください。
 - ① 申請者に申請地の所有権がない場合。または所有権がなくなった場合。
 - ② 境界線について、市と協議不成立の場合。
 - ③ 道路との境界明示行為が不要となった場合。
 - ④ 隣接地（対側同意が必要な場合は対側地）等の土地所有者の必要な境界同意が欠けている場合。
 - ⑤ 申請箇所が協定済で、道路管理者が不要と判断した場合。
 - ⑥ 市が、申請者に対して提出を求めた図書等を相当期間経過後も提出しない場合。
 - ⑦ その他、何らかの理由で市が不調とする判断をした場合。

- (2) 申請書記載事項に変更がある場合は、速やかに届けてください。

10. 書類の原本証明について

- ・ 提出する各添付書類について原本の返却が必要な場合、必ずその旨を事前に申し出てください（申し出がない場合、返却ができない場合もあります。）。代理人等による原本証明をした写しを提出いただいた場合、原本の持参は不要です。
- ・ なお、担当職員が原本照合確認を必要とした場合は、原本を提出いただき、原本照合確認後、各担当職員より原本を返却いたします。

11. 官公署申請の明示について

- (1) 申請書は様式第2号で作成してください。（P. 17 または P. 19 参照）
- (2) 申請書には代表者名・代理人名だけでなく、必ず、文書番号・担当部署・担当者名・担当者連絡先を記入してください。
- (3) 他は、一般申請と同様です。

境界協定申請書

年 月 日

捨印

- ☐ 神戸市長
☐ 神戸市交通事業
管理者
☐ 神戸市水道事業
管理者
☐ 神戸市教育委員会
教育長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 実印

あて

電 話 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 職印・印

電 話 _____ (担当者: _____)

下記所有地と神戸市所有地との境界が不明ですから、境界協定を申請します。なお手続きにつきましては、下記隣接公共施設・市有地等が所管する手引き（マニュアル）を遵守します。

記

所有地				
神戸市	区	町	丁目	番
		通	字	

- 隣接 ☐ 道路（道路明示） ☐ 水路（道路管理課・溝渠明示） ☐ 道路内敷地（境界確認）
公共 ☐ 河川（準用・普通）（ _____ 川 敷地、申請延長 _____ m）
施設・ ☐ 水路等（河川課・管路課）（水路・その他（ _____ ）、申請延長 _____ m）
市有地 ☐ 公園敷地（公園名: _____ ） ☐ 港湾施設用地・公有水面
等 ☐ 上記以外の市有地（境界確認）（ _____ ）

申請を必要とする ☐ 土地確定 ☐ 土地分筆登記 ☐ 売払い・交換 ☐ 開発関係 ☐ 用途廃止
境界確定後の理由 ☐ 付替 ☐ 地積更正 ☐ その他(_____)

地図訂正 有 ・ 無

上記申請に係る境界について、別紙協定図の朱線のとおり協定してよろしいか。						受 付	
(協定距離 _____ m)							
年 月 日 起案			年 月 日 決裁				
決 裁	課長	担当課長	担当係長			起案者(担当者)	
上記申請に係る境界協定締結済み書類（図面等）を受け取りました。						手 数 料	
年 月 日 受取者 _____ 印						筆 数	
						1,500 円	
						300 円	
						合 計	

1 添 付 書 類

- (1) 申請者の印鑑登録証明書 1 部
(法人の場合：代表者事項証明書等)
- (2) 委任状（代理人に委任する場合）
- (3) 申請地の位置図 1 部
- (4) 土地調書（神戸市様式） 1 部
- (5) 土地登記事項証明書（土地登記簿謄本） 1 部
- (6) 14 条地図・公図、合成図 1 部
- (7) 地積測量図等その他参考となる資料 1 部
- (8) 現況平面図、道路横断図 2 部

2 注 意 事 項

- (1) 申請は土地所有者が行い、申請者印は、印鑑登録印を押印してください。（委任状も同様です。）
申請地が複数となる場合、同一申請できる目安は同一字（町）で図面 1 枚に収まる範囲程度です。多数筆や広範囲の申請となる場合は申請方法を各担当者にご相談ください。
- (2) 太枠内は申請者が記入してください。
- (3) 共有の場合は、共有者全員の連名で申請してください。（委任状も同様です。）
- (4) 相続で登記未了の場合、相続関係図及びこれを証明する書類を添付してください。
- (5) 申請者の現住所が登記簿上の住所と異なる場合、住所の沿革を証明する書類を添付してください。
- (6) 所有権の移転があった場合は、速やかに申請を取り下げてください。
- (7) 申請書記載事項に変更がある場合は、速やかに届けてください。
- (8) 原則として座標明示（公共基準点）としてください。
- (9) 申請書は、受付日から現地立会まで 1 年間、現地立会后 2 年間有効とする。
- (10) 申請書・添付書類等は「道路・溝渠境界明示の手引き」に沿って作成してください。手引き等は、神戸市ホームページよりご確認ください。最新のものを使用してください。

見本

道路・溝渠境界明示申請書

再交付

年 月 日

捨印

道路管理者 神戸市
代表者 神戸市長 あて 申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 実印
電 話 _____
代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 職印・印
電 話 _____ (担当者: _____)

道路
下記地先 溝渠 と所有地との境界明示の再交付を申請します。
なお申請にあたっては、道路・溝渠境界明示の手引きの内容を理解し、その手続きを遵守します。

記

申請を必要とする 理由 : ☐開発関係 ☐土地分筆登記 ☐払下・交換 ☐境界確定
☐地積更正 ☐その他()

所有地
神戸市 区 町 丁目 番
(既明示番号 平成・令和 年 ー 通 字 地先

年 月 日起案		年 月 日決裁		所管課	3	0	1	0	道路管理課
決 裁	道路管理課長	担当課長 (境界調整・道路行政担当)	担当係長 (境界調整担当)						担当者
	上記の土地と道路・溝渠との境界明示済証を再交付してよろしいか。								受 付
	受 取 書 上記の境界明示済証を受け取りました。 年 月 日 受取者 印								手数料 1,500 円
神戸市 収入証紙 貼付欄									

1 添 付 書 類

- (1) 申請者の印鑑登録証明書 1 部
(法人の場合：代表者事項証明書等)
- (2) 委任状 (代理人に委任する場合)
- (3) 申請地の位置図 1 部
- (4) 土地登記事項証明書(土地登記簿謄本) 1 部
- (5) 14条地図・公図、合成図 1 部

2 注 意 事 項

- (1) 申請は土地所有者が行い、申請者印は、印鑑登録印を押印してください。(委任状も同様です。)再交付申請は、平成7年4月1日以降明示済分に対してのみ可能です。
- (2) 太枠内は申請者が記入してください。
- (3) 相続で登記未了の場合、相続関係図及びこれを証明する書類を添付してください。
- (4) 申請者の現住所が登記簿上の住所と異なる場合、住所の沿革を証明する書類を添付してください。
- (5) 所有権の移転があった場合は、速やかに申請を取り下げてください。
- (6) 申請書記載事項に変更がある場合は、速やかに届けてください。
- (7) 申請書・添付書類等は「道路・溝渠境界明示の手引き」に沿って作成してください。
手引き等は、神戸市ホームページよりご確認いただけますので、最新のものを使用してください。

第 号
年 月 日道路管理者 神戸市
代表者 神戸市長 あて
※ 建設局道路管理課長 あて

見 本

※ 局部課・所長名

道 路 ・ 溝 渠 境 界 明 示 に つ い て （ 依 頼 ）

標記のことについて、（事業名）のため必要で
すので、下記のとおり依頼します。

なお申請にあたっては、道路・溝渠境界明示の手引きの内容を理解し、その手続きを遵守します。

記

神戸市	区	町・通	丁目・字	番	地先
					地図訂正 有 ・ 無

(連絡先・担当者)

(代理行為の有無 ☐有 ☐無)

部署・氏名 _____ 印 _____

会社名 _____

電話 _____

氏名・連絡先 _____

年 月 日 起案		年 月 日 決裁		所管課 3010		道路管理課	
決 裁	道路管理課長	担当課長 (境界調査・道路台帳担当)	担当係長 (境界調査担当)			起案	
	上記の土地と道路・溝渠との境界について調査の結果、別添境界明示図朱線の のとおりになりましたので、別紙（案）により回答してよろしいか。 （ 年 月 日立会） （明示距離 m）						受 付
<div style="text-align: center;">受 領 書</div> 上記の回答書一式を受領しました。 年 月 日 受領者 _____ 印 _____							

1 添 付 書 類

- (1) 委任状（代理人に委任する場合）
- (2) 申請地の位置図 1 部
- (3) 土地調書（神戸市様式） 1 部
- (4) 土地登記事項証明書（土地登記簿謄本） 1 部
- (5) 14 条地図・公図、合成図 1 部
- (6) 地積測量図等その他参考となる資料 1 部
- (7) 現況平面図、道路横断図 2 部

2 注 意 事 項

- (1) 申請地が複数となる場合、同一申請できる目安は同一字（町）で図面 1 枚に収まる範囲程度です。多数筆や広範囲の申請となる場合は申請方法を各担当者にご相談ください。
- (2) 境界明示のために第三者の立会が必要な場合は、依頼者が連絡・調整してください。
- (3) 相続で登記未了の場合、相続関係図及びこれを証明する書類を添付してください。
- (4) 申請書記載事項に変更がある場合は、速やかに届けてください。
- (5) 原則として座標明示（公共基準点）とします。
- (6) 依頼書は、受付日から現地立会まで 1 年間、現地立会后 2 年間有効とします。
- (7) 申請書・添付書類等は「道路・溝渠境界明示の手引き」に沿って作成してください。手引き等は、神戸市ホームページよりご確認いただけますので、最新のものを使用してください。

第 号
年 月 日道路管理者 神戸市
代表者 神戸市長 あて

見 本

(依頼者)

道 路 ・ 溝 渠 境 界 明 示 に つ い て （ 依 頼 ）

標記のことについて、(事業名) のため必要です
ので、下記のとおり依頼します。

なお申請にあたっては、道路・溝渠境界明示の手引きの内容を理解し、その手続きを遵守します。

記

神戸市	区	町・通	丁目・字	番	地先
					地図訂正 有 ・ 無

(連絡先・担当者)

(代理行為の有無 ☐有 ☐無)

部署・氏名 印

会社名

電話

氏名・連絡先

年 月 日起案		年 月 日決裁		所管課 3010		道路管理課	
決 裁	道路管理課長	担当課長 (境界調査・道路台帳担当)	担当係長 (境界調査担当)			起案	
	上記の土地と道路・溝渠との境界について調査の結果、別添境界明示図朱線の のとおりになりましたので、別紙(案)により回答してよろしいか。 (年 月 日立会) (明示距離 m)						受 付

受 領 書

上記の回答書一式を受領しました。

年 月 日 受領者

印

1 添 付 書 類

- (1) 委任状（代理人に委任する場合）
- (2) 申請地の位置図 1 部
- (3) 土地調書（神戸市様式） 1 部
- (4) 土地登記事項証明書（土地登記簿謄本） 1 部
- (5) 14 条地図・公図、合成図 1 部
- (6) 地積測量図等その他参考となる資料 1 部
- (7) 現況平面図、道路横断図 2 部

2 注 意 事 項

- (1) 申請地が複数となる場合、同一申請できる目安は同一字（町）で図面 1 枚に収まる範囲程度です。多数筆や広範囲の申請となる場合は申請方法を各担当者にご相談ください。
- (2) 境界明示のために第三者の立会が必要な場合は、依頼者が連絡・調整してください。
- (3) 相続で登記未了の場合、相続関係図及びこれを証明する書類を添付してください。
- (4) 申請書記載事項に変更がある場合は、速やかに届けてください。
- (5) 原則として座標明示（公共基準点）とします。
- (6) 依頼書は、受付日から現地立会まで 1 年間、現地立会后 2 年間有効とします。
- (7) 申請書・添付書類等は「道路・溝渠境界明示の手引き」に沿って作成してください。手引き等は、神戸市ホームページよりご確認ください。最新のものを使用してください。

捨
印

見 本
(一 般)

委 任 状

職
印

印

様 を

代 理 人 と 定 め 下 記 の 権 限 を 委 任 し ま す 。

記

番

神戸市所有地（申請書記載の隣接公共施設・市有地等）と上記土地との
境界協定申請、取下げ、現場立会、境界承諾、及び協定済み書類（協定図、
明示済証等）の受領に至る一切の権限

年 月 日

住 所

氏 名

実印



見 本

(官公署)

委 任 状



様 を

代 理 人 と 定 め 下 記 の 権 限 を 委 任 し ま す 。

記

番 地 先

道路・溝渠境界明示申請、取下げ、現場立会、境界承諾
及び境界明示済証受領に至る一切の権限

令和 年 月 日

住 所

氏 名

実印



見 本
(再交付用)

委 任 状



様 を
代 理 人 と 定 め 下 記 の 権 限 を 委 任 し ま す 。

記

番 地 先
道路・溝渠境界明示済証の再交付申請、取下げ及び受領
に至る一切の権限

令和 年 月 日

住 所

氏 名

実印

見 本

土 地 調 書

※土地調書はA4で作成してください。

所在地 (神戸市中央区加納町)

神戸地方務局 支局・出張所
調査日 年 月 日 調査員 職印

丁目(小字)	地番 (旧地番)	地目	公簿面積 m ²		所 有 者 住 所 氏 名	分 筆 等 沿 革 ・ 年 月 日	地積測量図
(申請地) 6丁目	5番1	宅地	31	63	神戸市	H2311.1 5番1、5番2に分筆	㊦・無
(隣接地)							
(隣接地)							
(対側地)							
(対側地)							
(道 路)							

※ 申請地、申請地に接する地番、対側地番並びに有地番道路すべてについて記載してください。(申請地とその他の土地とを区分して記載してください。沿革についても、必ず記載してください。)

※ 地積測量図の有無欄は、有・無のどちらかが分かるように記入してください。

見本

令和____年____月____日

境界協定申請者 様

神戸市建設局道路管理課

市有地への越境について（お知らせ）

この度、下記の土地の境界協定申請にあたり、あなたが所有している土地に存する構造物の一部が、神戸市が管理している土地に越境していることが判明しました。

今後、当該地の建物等の立替工事・改築工事を行う場合は、境界線に基づき越境することなく施工してください。

なお、当該地において、土地もしくは建物を第三者に譲渡する場合も本書の内容を継承してください。

(申請地) 神戸市 区 町 通 丁目 番

本書の内容をご確認いただきましたら下記に署名・押印の上、代理人を通じてご提出ください。

市有地への越境について（お知らせ）の内容を確認しました。

記入日 年 月 日

・住所

・氏名（法人の場合は法人名・代表者氏名）

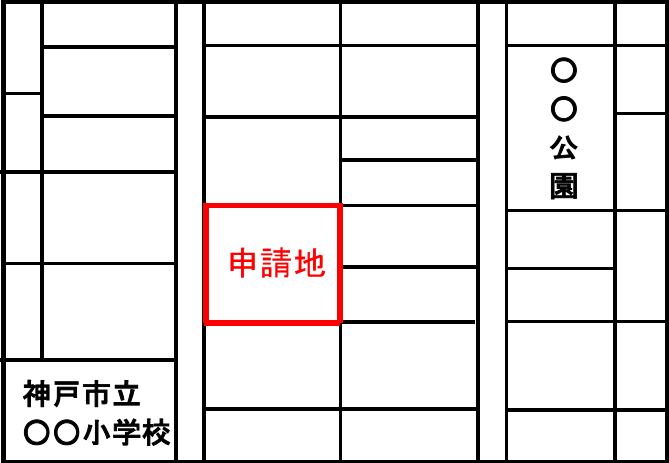
実印

※申請者本人が署名・押印ください

※裏面参照のうえ図面を作成してください

見本

位置図



公図(写)



令和〇〇年〇月〇日 神戸地方法務局備付公図を転写。
転写者 土地家屋調査士 〇〇 〇〇

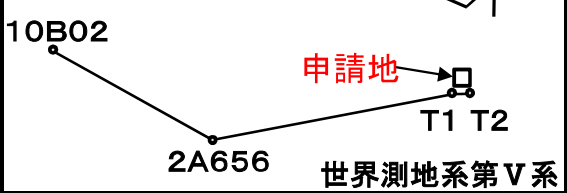
座標一覧表(世界測地系)

点名	X座標	Y座標	備考
P1	-000000.000	000000.000	金属鉄
P2	-000000.000	000000.000	金属プレート
MH1	-000000.000	000000.000	マンホール中心
MH2	-000000.000	000000.000	マンホール中心
T1	-000000.000	000000.000	金属鉄
T2	-000000.000	000000.000	金属鉄
10B02	-000000.000	000000.000	街区基準点
2A656	-000000.000	000000.000	街区基準点

引照点間距離表

点名	MH1	MH2
P1	00.00	00.00
P2	00.00	00.00
MH1		00.00

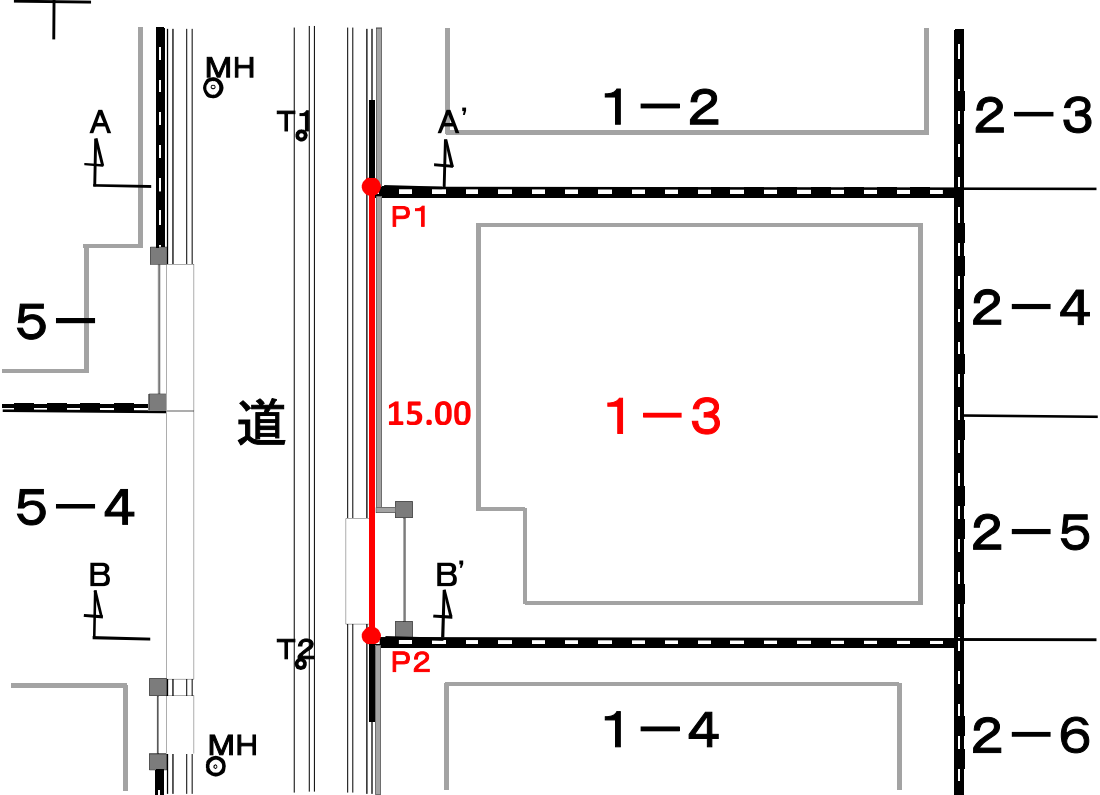
基準点網図S=1/2000



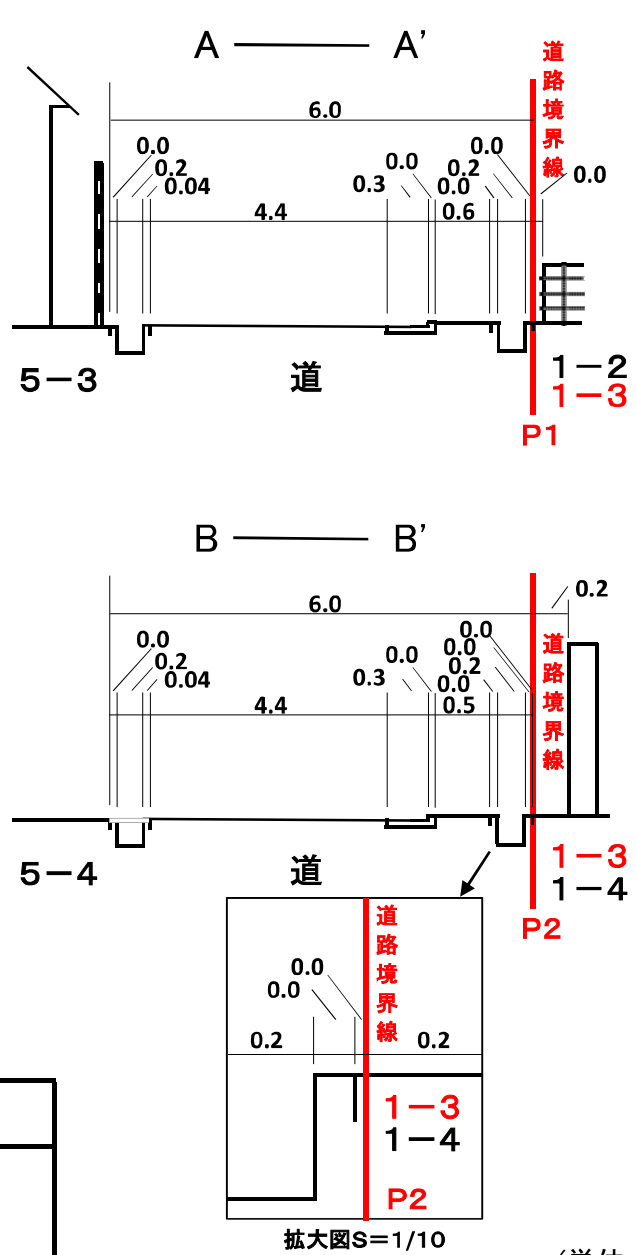
道路境界明示図

所在 神戸市〇〇区〇〇町一丁目1番3

現況平面図S=1/250



断面図S=1/100



道路との境界は本図朱線のとおりで異存ありません。
神戸市〇〇区〇〇町一丁目

地番	現住所所有者	承諾年月日	実印
申請地 1番3		月 年 日	
隣接地 1番2		月 年 日	
隣接地 1番4		月 年 日	

作成日	〇〇〇〇年〇月〇日
図名	道路境界明示図
所在	神戸市〇〇区〇〇町一丁目1番3
作成者	住所 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇 TEL 078-〇〇〇-〇〇〇〇 土地家屋調査士 登録兵庫第〇〇〇〇号 土地家屋調査士 〇〇 〇〇 職印

綴じ代

・3cm程度の余白が必要

見本

道路境界明示図

位置図

位置図

- ・申請地の形状で赤ワク(太線)
- ・申請地の朱文字(大きく)
- ・公的目標物(駅、公園、学校等)を入れる(申請地が中心になくても可)

方位

- ・位置図、公図、現況平面図は同方位にする(出来ない場合は方位を記入)

市〇〇区〇〇町一丁目1番

現況平面図S=1/250

断面図

- ・縮尺は1/100程度で作成
- ・文字、数字はできるだけ大きく記入
- ・申請地番および境界点名・道路境界線は朱書き
- ・境界線(朱線)は太く明確に記入
- ・対側地まで記入し、道路地番・対側地番も記入(中央分離帯がある場合は中央分離帯までの記入で可)
- ・申請地側の寸法は細かく記入
- ・境界点付近が不明瞭な場合は拡大図を作成
- ・断面位置は立会時に決定した箇所で作成
- ・内訳寸法と総寸法を記入
- ・申請地側と対側地側の現況も記入
- ・境界標の記入は無くても可

公図

- ・申請地の朱文字(大きく)
- ・申請地に接する隣接地番を入れる
- ・申請地に面する道路の地番を入れる
- ・申請地の対側地番を入れる
- ・1枚の公図で上記が全て記載されていない場合は合成公図を作成
- ・地番区域がある場合は記入要
- ・法務局名、日付、氏名記入
- ・線を引いたり着色をしない

現況平面図

- ・縮尺は1/250または1/500程度で作成
- ・文字、数字はできるだけ大きく記入
- ・申請地番および明示境界点名・明示辺長・道路境界線は朱書き
- ・辺長はcm止め切り捨て
- ・境界線(朱線)は太く明確に記入
- ・境界点付近が不明瞭な場合は拡大図を作成
- ・道路の方向線(ヒゲ)は、黒の実線で太く記入
- ・隣接地番、対側地番、道路地番記入(隣接、対側の筆界線の記入不要)
- ・境界標の記入は無くても可

座標一覧表

- ・境界点は、明示する順番に記入
- ・座標の種類を記入(原則世界測地系を使用してください)
- ・世界測地系の場合、街区基準点を2点以上記入し、基準点網図を図面内に作成
- ・境界点を管理する際に必要となるトラバ一点を記入
- ・スペースに余裕がある場合、できるだけ大きく作成

引照点間距離

- ・引照点は立会時に決定したマンホールを使用(マンホール(直径約60cm)中心が原則)
- ・境界点全点必要(距離は、cm止め切り捨て)
- ・スペースに余裕がある場合、できるだけ大きく作成

その他

- ・図面のサイズはA2又はA3で、黒赤の2色で作成
- ・1枚で入らない場合は、複数枚での作成可(承諾者全員・図面作成者の割印が必要)(※袋綴じでの作成、割印は不可)
- ・隣接地、対側地の所有者全員の同意が頂けない場合等は、担当者に相談してください
- ・登記簿住所と現住所が異なる場合は、住所の沿革を添付してください
- ・道路境界明示に必要な内容に記載しないでください
- ・図面押印前に必ず神戸市担当者に図面内容の確認を受けてください

※既明示公開時に、「文字・数字が読めない」、「朱線が分からない」等のご意見を頂いておりますので、文字・数字等は「大きく・明確」に記入してください

(見本) 書式は任意

道路・溝渠境界明示(再明示)願書

捨印

明示申請書の宛先に揃えて下さい

年 月 日

道路管理者 神戸市
代表者 神戸市長 宛

申請人 住 所 _____
氏 名 _____
代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 職印 _____

今回の道路・溝渠境界明示申請については、再明示をお願いします。

記

1、今回の明示申請

- (1) 申請地 神戸市〇〇区・・・△△番
(2) 申請時期 年 月 日

2、既明示

- (1) 明示地 神戸市〇〇区・・・△△番
(2) 明示番号 昭和・平成・令和 年第 号

3、理 由

- (例)
・ 現況の変化著しく現地で境界位置を復元できない、
・ 紛失した、前所有者から引き継いでいない、等

4、備 考

既明示についてはその内容(効力)を破棄して下さい。

また、既明示済証及び既明示図は、

- ・ 所有している
⇒ 神戸市に返す
- ・ 紛失した、前所有者から引き継いでいない
⇒ 後日見つかった場合は速やかに神戸市へ返す

それぞれの事情
に応じた文章に
して下さい

(見本) 書式は任意

捨印

明示申請書の宛先に揃えて下さい

遅延理由書

年 月 日

道路管理者 神戸市
代表者 神戸市長 宛

申請人 住 所
氏 名
代理人 住 所
氏 名 職印

記

1、申 請 地

- (1) 申 請 地 神戸市〇〇区・・・△△番
(2) 申請時期 年 月 日

2、理 由

(例)

- ・ 地図混乱等により隣接地の位置／所有者が特定できなかったため。
- ・ 隣接地の所有者から同意に時間を要したため。

見 本

対側同意省略に係る報告書

明示申請書の宛先に揃えて下さい

年 月 日

道路管理者 神戸市
代表者 神戸市長 宛

代理人 住 所
氏 名 職印

下記「対側地所有者」に対し、今回の道路境界明示に関して説明を行い、道路境界明示線の確認をしたことを報告します。

記

1. 申請地	神戸市
2. 対側地	神戸市
3. 対側地所有者	(住所) (氏名)
4. 説明日	年 月 日
5. 説明事項	(説明した項目にチェックを入れる) ☐ 対側地所有者の所有地の前面に市道が接していること。 ☐ 申請地の明示線が朱線のとおりであること。 ☐ 既存の資料（換地図、地積測量図等）がある場合、現況と許容誤差を超える相違がないこと。

見 本

境界標の復元・確認に係る報告書

明示申請書の宛先に揃えて下さい

年 月 日

道路管理者 神戸市
代表者 神戸市長 宛

代理人 住 所
氏 名 職印

今回申請しております下記の道路境界明示において、隣接地との境界標が滅失・付替えされていたため、当方で責任をもって測量を行ったうえ復元・確認しました。

なお、今後問題が生じましても、当方で責任をもって対応します。

記

1. 明示申請地	神戸市〇〇区・・・△△番
2. 明示申請者	〇〇 〇〇
3. 復元したポイント名	●●

Ⅱ 地図訂正について（明示において地図訂正がある場合）

1. 地図訂正について

(1) 地図訂正同意申請（P. 34）

申請地および隣接地番において現地と公図が異なる場合、そのままでは道路境界明示はできません。別途地図訂正同意申請書を作成し、道路境界明示申請と併せて申請してください。申請は申請地の登記上の土地所有者が行い、必ず印鑑登録印を押印してください。

なお、必ず申請時まで申請人が法務局と協議・調整を行なういただき、申請時に地図訂正理由と併せて法務局の見解・指示を道路管理者に報告してください。

(2) 添付書類

① 位置図

- ・ 当該箇所の位置を特定できる適当な地図に位置を表示してください。

② 申請者の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑登録証明書・代表者事項証明書等（原本証明可・登記情報提供サービスの法人登記情報を紙で出力したもの（照会番号付き）でも可））

- ・ 申請者の登記簿上の表示に齟齬があれば、そのつながりの判るもの（住民票・戸籍の附票・相続関係図等（原本証明可））を提出してください。

③ 委任状（P. 36）

- ・ 代理人による申請は、本人からの委任状を添付してください。
なお受任者を明確にする観点から、復代理行為は認められません。

④ 地図訂正の理由書

- ・ 地図訂正を必要とする理由（具体的にどの地番がどのように誤っているのか等）を記入してください。また、法務局登記官の指示内容・方針等を記載してください。

⑤ 地図訂正前後図 2部

⑥ 公図の写し

- ・ 法務局で発行された地図情報（地図又は地図に準ずる図面・原本証明可）、または登記情報提供サービスの地図情報（地図又は地図に準ずる図面・照会番号付き）を紙で出力したものを提出してください。

なお、申請地が公図の境目の場合、隣接公図も提出してください。また、合成図も作成してください。

⑦ 登記事項証明書等

- ・ 申請地・隣接地について、法務局で発行された土地登記事項証明書（全部事項・原本証明可）、または登記情報提供サービスの不動産登記情報（全部事項・照会番号付き）を紙で出力したものを提出してください。
また、申請地・隣接地に地積測量図（原本証明可）があれば提出してください。

- ⑧ 土地調書 (P. 37)
 - ・ 申請地・隣接地等、各地番の所有者住所氏名・分合筆等の沿革・地積測量図の有無を記入してください。
- ⑨ 道路境界明示図 (下図)
 - ・ 明示担当者が内容を確認した道路境界明示図 (下図) を提出してください。
- ⑩ 隣接土地所有者の同意書 (原本証明可)
 - ・ 訂正前後図を別紙とする場合は、割り印してある必要があります。
 - ・ 水路、溝渠について、水利権が存在する場合は水利権者の同意も必要です。
 - ・ 同意者の登記簿上の表示に齟齬があれば、そのつながりの判るもの (住民票・戸籍の附票・相続関係図等) を提出してください。
- ⑪ その他
 - ・ 地図訂正の根拠書類が不足していると判断した場合、地図訂正の根拠となる資料 ((古図等) 旧土地台帳・閉鎖登記簿等、本書記載以外の書類) の提出を依頼する場合があります。
 - ・ 提出する各添付書類について原本の返却が必要な場合、必ずその旨を事前に申し出てください。(申し出がない場合、返却ができない場合もあります。)

(3) 地図訂正完了後

地図訂正完了後の公図を提出してください。

別途、道路・溝渠境界明示申請時にも必要です。(P. 8 参照)



年 月 日

道路管理者 神戸市
代表者 神戸市長 宛

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 実印

TEL _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 職印・印

TEL _____

地 図 訂 正 同 意 申 請 書

私が所有する下記土地について、道路境界明示申請をするにあたり、現地と公図が不整合であることが判明し、法務局と協議の結果、地図について訂正が必要であり、道路管理者の同意が必要であると法務局から指示がありました。

つきましては、別紙のとおり地図訂正を申出するにあたり、道路・溝渠につき同意していただきたく申請します。

なお申請にあたっては、道路・溝渠境界明示の手引きの内容を理解し、その手続きを遵守します。

記

1 申請者所有地： 区 町・通 丁目 番

2 同意を要する
道路・溝渠の表示： 区 町・通 丁目 番 地先

明 示 受 付 番 号	立 会 日	隣接地同意書受領日	受 付 印

添 付 書 類 等

(1) 位置図

当該箇所の位置を特定できる適当な地図に位置を表示してください。

(2) 申請者の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書・代表者事項証明書）

代理人による申請は、本人からの委任状を添付してください。

(3) 地図訂正の理由書

地図訂正を必要とする理由（具体的にどの地番がどのように誤っているのか等）を記入してください。また、法務局登記官の指示内容・方針等を記載してください。

(4) 地図訂正前後図 2部

(5) 隣接土地所有者の同意書

イ 図面を別紙とする場合は、(4)と同じ図面と割り印してあることが必要です。

ロ 水路、溝渠について、水利権が存在する場合は水利権者の同意も必要です。

(6) 公図の写し

申請地が公図の境目の場合、隣接公図も提出してください。また、合成図も作成してください。

(7) 登記事項証明書等

申請地・隣接地について提出ください。また、申請地・隣接地に地積測量図があれば提出してください。

(8) 土地調書

申請地・隣接地等、各地番の所有者住所氏名・分合筆等の沿革・地積測量図の有無を記入してください。

(9) その他

イ 申請は申請地の登記上の土地所有者が行い、必ず印鑑登録印を押印してください。

ロ 地図訂正の根拠となる資料（古図等）があれば提出してください。

ハ 申請者・同意者の登記簿上の表示に齟齬があれば、そのつながりの判るもの住民票・戸籍の附票・相続関係図等を提出してください。

ニ 地図訂正の根拠書類が不足していると判断した場合、旧土地台帳・閉鎖登記簿等、本書記載以外の書類の提出を依頼する場合があります。

ホ 地図訂正完了後に、完了後の公図（原本証明可）を提出してください。

ヘ 各書類、原本還付が必要な場合は、各書類の写しに申請者または代理人が原本証明のうえ、提出ください。

ト 申請書・添付書類等は「道路・溝渠境界明示の手引き」に沿って作成してください。
神戸市ホームページよりご確認ください。

見 本

捨
印

委 任 状

職
印

印

様 を

代 理 人 と 定 め 下 記 の 権 限 を 委 任 し ま す 。

記

番 地 先

地図訂正に係る、同意申請・取下げ・現場立会及び地図訂正
同意書受領に至る一切の権限

年 月 日

住 所

氏 名

実印

見 本

土 地 調 書

※土地調書はA4で作成してください。

所在地 (神戸市中央区加納町)

神戸地方務局

支局・出張所

調査日

年

月

日

調査員

職印

丁目(小字)	地番 (旧地番)	地目	公簿面積 m ²		所 有 者 住 所 氏 名	分 筆 等 沿 革 ・ 年 月 日	地積測量図
(申請地) 6丁目	5番1	宅地	31	63	神戸市	H2311.1 5番1、5番2に分筆	㊦・無
(隣接地)							
(隣接地)							
(対側地)							
(対側地)							
(道 路)							

※ 申請地、申請地に接する地番、対側地番並びに有地番道路すべてについて記載してください。(申請地とその他の土地とを区分して記載してください。沿革についても、必ず記載してください。)

※ 地積測量図の有無欄は、有・無のどちらかが分かるように記入してください。

『道路・溝渠境界明示』手数料の 納付方法について

- ・「**神戸市収入証紙**」による道路境界明示の手数料納付は、**令和6年3月末で終了しました。**
- ・令和6年4月1日からは、以下のキャッシュレス決済で納付してください。

(道路管理課窓口で直接決済いただきます)

※ 神戸市収入証紙は令和7年度末をもって使用終了する予定です。

※ 「神戸市収入証紙」によるその他の手数料等の支払いに関しては、各所管にお問い合わせください。

※ 未使用分は払い戻しを行う予定ですので、保管ください。
(手続きについては別途ご案内します。)

< 対応するキャッシュレス決済一覧 >

①クレジットカード



②電子マネー



③QRコード決済



- ※ 本手引きは協定に至るまでの基本的な内容を記したものです。場合によっては本手引きによらない場合もありますので、その際は担当職員と協議し、図面・書類等の調整を図ってください。
- ※ なお、協議や書類の手入れ等により来庁される場合は必ず事前連絡をお願いいたします。事前連絡のない場合は対応できない場合もありますので、ご了承下さい。

神戸市 建設局 道路管理課

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館7階

TEL:078-322-6318 FAX:078-331-3445